

政令第三百四十七号

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。
本則の表八の項を次のように改める。

八 戸籍法（昭和二十二年法律第 二百二十四号）第十条第一項及 び第十条の二第一項から第五項 まで（これらの規定を同法第十 二条の二において準用する場合 を含む。）、第四十八条第一項 及び第二項（これらの規定を同	1 戸籍法第十条第一項、第十 条の二第一項から第五項まで 若しくは第二百二十六条の規定 に基づく戸籍の謄本若しくは 抄本の交付又は同法第二百二十 条第一項、第二百二十条の二第 一項若しくは第二百二十六条の	一通につき四百五十円
---	--	------------

<p>法第一百七十七条において準用する場合を含む。）、第二百二十条第一項、第二百二十条の二第一項、第二百二十条の三第一項及び第二項、第二百二十条の六第一項並びに第二百二十六条の規定に基づく戸籍に関する事務</p>	<p>規定に基づく戸籍証明書の交付</p>	
<p>2 戸籍法第十条第一項、第十条の二第一項から第五項まで又は第二百二十六条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>		<p>証明事項一件につき二百五十円</p>
<p>3 戸籍法第二百二十条の三第二項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）</p>		<p>戸籍電子証明書提供用識別符号一件につき四百円</p>

第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び

	<p>4 戸籍法第十二条の二において準用する同法第十条第一項若しくは第十条の二第二項から第五項までの規定若しくは同法第二百二十六条の規定に基</p>	<p>一通につき七百五十円</p>
		<p>戸籍電子証明書提供用識別符 号の発行に係る戸籍電子証明 書の請求を行う者が同時に当 該戸籍電子証明書が証明する 事項と同一の事項を証明する 戸籍の謄本若しくは抄本又は 戸籍証明書の請求を行う場合 における当該発行を除く。）</p>

<p>づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第二百二十条第一項、第二百二十条の二第一項若しくは第二百二十六条の規定に基づく除籍証明書の交付</p>	<p>5 戸籍法第十二条の二において準用する同法第十条第一項若しくは第十条の二第一項から第五項までの規定又は同法第二百二十六条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>
	<p>証明事項一件につき四百五十円</p>

6 戸籍法第二百二十条の三第二

項の規定に基づく除籍電子証

明書提供用識別符号の発行

(情報通信技術を活用した行

政の推進等に関する法律第七

条第一項の規定により同法第

六条第一項に規定する電子情

報処理組織を使用する方法に

より除籍電子証明書提供用識

別符号の発行を行う場合(当

該発行に係る除籍電子証明書

の請求が同項の規定により同

項に規定する電子情報処理組

除籍電子証明書提供用識別符号

一件につき七百円

<p>織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書等の請求を行う場合における当該発行を除く。))</p>	
<p>7 戸籍法第四十八条第一項 (同法第百十七条において準</p>	<p>一通につき三百五十円 (婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は</p>

<p>用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第四十八条第二項(同法第一百七条において準用する場合を含む。)若しくは第二百二十六条の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第二百二十条の六第一項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、一通につき千四百円)</p>
<p>8 戸籍法第四十八条第二項</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表</p>

	<p>(同法第一百七十七条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第二百二十条の六第一項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</p>	<p>示したものの一件につき三百五十円</p>
--	--	-------------------------

本則の表十六の項の2のホの(1)中「百十八万円」を「百四十五万円」に改め、同項の2のホの(2)中「百四十一万円」を「百七十二万円」に改め、同項の2のホの(3)中「百五十九万円」を「百九十二万円」に改め、同項の2のホの(4)中「百九十五万円」を「二百三十六万円」に改め、同項の2のホの(5)中「二百二十七万円」を「二百七十四万円」に改め、同項の2のホの(6)中「四百五十五万円」を「五百六十四万円」に改め、同項の2のホの(7)中「五百八十二万円」を「七百二十四万円」に改め、同項の2のホの(8)中「七百七万円」

を「八百七十九万円」に改め、同表二十一の項の4のイ中「六千六百元」を「七千二百円」に改め、同項の4のロ中「四千六百元」を「五千三百円」に改め、同項の4のハ中「三千七百元」を「四千二百円」に改め、同項の5中「四千七百元」を「五千三百円」に改め、同表二十三の項の4のイ中「五千七百元」を「六千六百元」に改め、同項の4のロ中「三千八百円」を「四千四百円」に改め、同表四十六の項のロ中「をいう。」の下に「以下この項、」を、「金額」の下に「(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)第三十七条の四第一項の許可を受けたる者の許可の申請に対する審査にあつては、六千円)」を加え、同表五十の項の1中「(昭和四十二年法律第四百十九号)」を削り、同表五十二の項の5のイ中「(平成十四年法律第五百十一号)」を削り、同表六十八の二の項中「一万二千七百元」を「一万四千元」に改める。

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、本則の表八の項の改正規定は戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(令和六年三月一日)から、同表二十一の項及び二十三の項の改正規定は同年五月一日から施行する。

理由

危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額の標準を改定する等の必要があるからである。